

# 令和4年度 環境対応車（天然ガス自動車・ハイブリッド自動車） 導入促進助成について

1. 対象事業者 会費未納がない会員事業者とする。
2. 助成対象車両 以下の期間に、千葉県内に使用の本拠を置く、車両総重量2.5t超の事業用貨物自動車を導入したものとする。  
導入期間：令和4年4月1日～令和5年3月10日  
(1)天然ガス自動車（CNG車） ※新規登録車両  
※CNG燃料とガソリン燃料を併用するバイフューエル車を含む。  
(2)ハイブリッド自動車 ※新規登録車両  
(3)天然ガス自動車（CNG車） ※使用過程のディーゼル車からの改造  
(4)電気自動車 ※新規登録車両  
※中小企業基本法第2条第1項第1号に掲げる中小企業者（資本金3億円以下または従業員300人以下）の事業者であること。
3. 協調補助 全日本トラック協会は原則として、国の助成金の併用を条件とする。  
※次の（1）～（5）のいずれかに該当する車両については、国の補助金の併用を条件としない。  
(1) 国の補助台数要件を満たせない車両。  
(2) 国の交付予定枠の申込みを行ったが、台数制限により内定通知がされなかった車両。  
(3) 国の交付予定枠の申込みができなかった車両。  
(4) 割賦により導入された車両  
(5) 電気自動車
4. 申請受付期間 ○全日本トラック協会（以下「全ト協」）  
○千葉県トラック協会（以下「千ト協」）  
令和4年4月1日～令和5年1月27日午後5時必着  
○国土交通省（以下「国交省」）  
令和4年9月1日～令和4年9月16日  
※国交省には、別途申込書により申請を行い、交付予定枠の「内定通知書」を取得する必要があります。  
※上記期間内でも予算に達した時点で終了。
5. 申請方法 車両登録前に、千ト協に「環境対応車導入促進助成金交付申請書」に必要事項を記入し、上記の日付までに提出すること。  
(全てA4サイズで作成)  
※買取の場合は見積書のコピーを添付すること。  
※事前申請が原則であるが、4月～6月の登録車両に限り事業完了日以降の申請を認めることとし、その受付期限は7月29日（金）とする。

6. 実績報告 車両登録完了または支払が完了した日のうち、いずれか遅い日から1ヶ月以内に「環境対応車導入促進助成事業実績報告書（購入・請求書）」に必要事項を記入し、以下の書類を添付し、千ト協に提出すること。

- (1) 導入車両の車検証のコピー（電子車検証の場合は別途指示する。）
- (2) 車両購入に係る領収書のコピー  
リースの場合は、リース契約書のコピー
- (3) 導入が複数台の場合は、別紙内訳表
- (4) 電気自動車の場合は、直近の事業年度の事業報告書の表紙及び事業概況報告書の写しまたは事業完了日から3ヶ月以内の履歴事項全部証明書の写し

## 7. 助成金額

○天然ガス自動車（CNG車）—新車

最大積載量	価格差	国交省	全ト協	千ト協	計
2tクラス	730,000円	243,000円	122,000円	121,000円	486,000円
4tクラス	2,750,000円	916,000円	459,000円	458,000円	1,833,000円

○天然ガス自動車（CNG車）—新車

車両総重量	全ト協	計
25tクラス	1,000,000円	1,000,000円

○天然ガス自動車（CNG車）—使用過程車

最大積載量	改造費	国交省	全ト協	千ト協	計
2tクラス	730,000円	243,000円	100,000円	100,000円	443,000円
4tクラス ※1	2,750,000円	916,000円	100,000円	100,000円	1,116,000円

※1 最大積載量5トン及び車両総重量8トン以上の改造車両については、国の補助対象外

○ハイブリッド自動車—新車

最大積載量	価格差※2	国交省	全ト協	千ト協	計
2tクラス	770,000円	256,000円	97,000円	96,000円	449,000円
4tクラス	2,680,000円	893,000円	335,000円	335,000円	1,563,000円

※2 国の定める「使用過程におけるディーゼル車のCNGトラックへの改造事業における改造に要する経費」

○ハイブリッド自動車—新車

車両総重量	全ト協	計
25tクラス	300,000円	300,000円

○電気自動車—新車

車両総重量	全ト協	計
2.5tクラス	300,000円	300,000円

8. その他 (1)領収書は、車番等の導入車両を確認できる記載があること。  
(2)手形の場合は領収書に決済日の明記があり、車両代金の支払いが完了していること。  
(3)リースの場合は、天然ガス自動車（CNG車）は環境優良車普及機構が対象。ハイブリッド及び電気自動車はそれ以外のリース会社も対象とする。